

みどり投資促進税制等のご案内

1 堆肥などの化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する設備を導入した場合に、導入当初の税負担を軽減できます（法人税・所得税の特例（特別償却））

対象者

化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者（畜産農業者を含みます）

* みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受ける必要があります。

対象設備

- ・ 計画認定以降令和8年3月31日までに導入された設備
- ・ 化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材を製造する専門の機械・装置、器具・備品

<対象設備のイメージ>

堆肥製造装置
(家畜排せつ物の強制発酵)



ペレット化装置



- ☆ 対象設備と一体的に整備した建物等も税制特例の対象になります。
- ☆ 補助事業と組み合わせて活用することも可能です。

➡ 特別償却のイメージ、手続きについては裏面をご覧ください。

2

代替資材を製造するための設備投資に対して、令和5年度補正予算・令和6年度予算で計上した「みどりハード事業」※の支援(1/2以内)を受けることができます。

※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち「持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策」の「環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策」

3

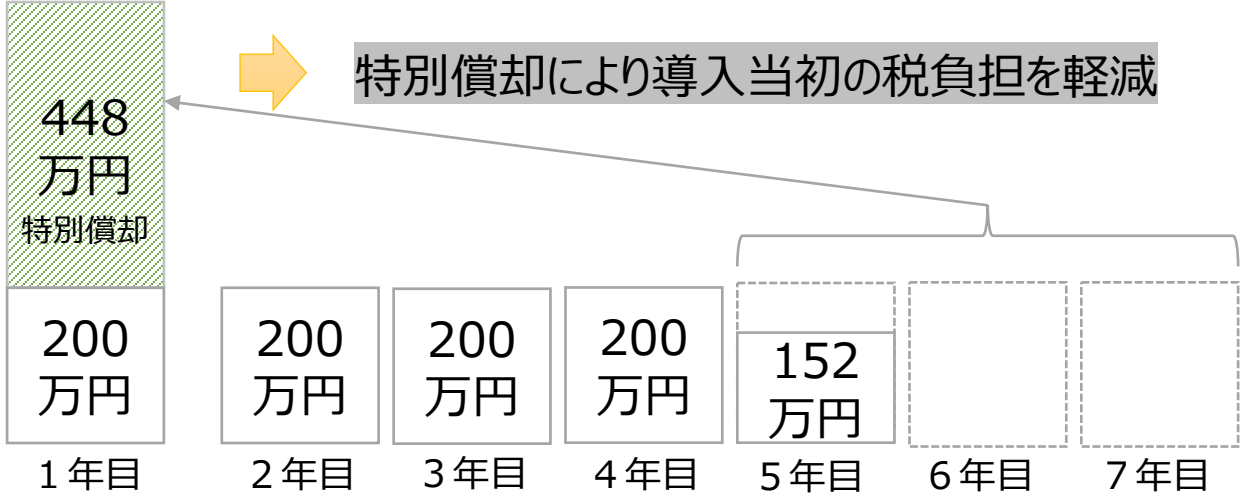
代替資材を製造するための設備投資に対して、日本政策金融公庫による「新事業活動促進資金」の貸付（特別利率②）貸付※を受けることができます。

※中小企業に限ります。日本政策金融公庫による審査が必要となります。基準利率より0.60%~0.65%利率が低くなります。

特別償却のイメージ

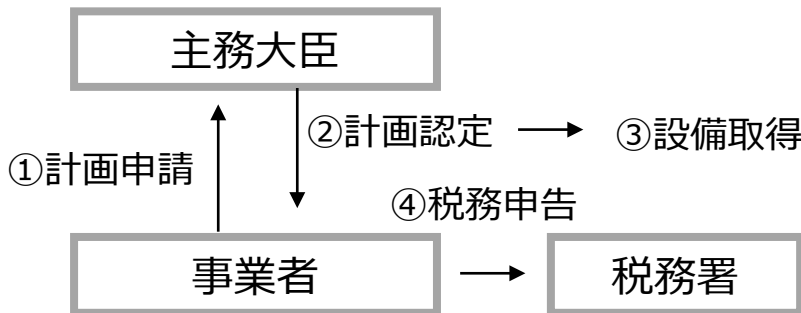
導入当初に、通常の償却額に一定額を上乗せして償却できます。
(機械装置：取得価額×32%、建物：取得価額×16%)

1400万円の設備（耐用年数7年）を導入した場合（例）



特別償却の手続き

- ①・② 主務大臣に基盤確立事業実施計画の認定を申請します。
- ③ 計画が認定されてから、同計画に基づき設備を導入※します。
※取得し、事業の用に供することをいいます。
- ④ 納税書類に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付して税務申告します。



【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

☎ 03-6744-7186 (直通)

✉ midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp

みどりの食料システム戦略についてはこちらをご覧ください。

みどりの食料システム戦略